

平成 28 年 9 月 14 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟
会長 水野 誠
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401号
電話 03-3354-4162
FAX 03-3354-4095

最近の新聞報道に対し、貴会の意見表明等を求める要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、去る 8 月 23 日付日本経済新聞朝刊に「租税回避策、税理士に開示義務～拒めば罰則 財務省など検討～」と題した記事が掲載されています。

社会的影響力が大きい日本経済新聞といった有力紙に、我々の職業が記載されているにも関わらず、貴会の意見や解説が併記されていない点を踏まえ、以下を要望致します。

貴会におかれましては、税理士としての社会的存在意義や租税回避に対する考え方など、国民の正しい理解の助けになるよう、税の専門家集団としての知見を以て各報道機関へ適宜情報発信をしていただきますようお願い申し上げます。

税の専門家集団として、各報道機関等に対して適宜意見表明や解説、情報提供を

申告納税制度を原則としている我が国において、我々税理士は税理士法第 1 条の使命に基づき、税務代理・税務書類の作成・税務相談を独占業務として職務を遂行している税の専門家である。そして、我々は各租税法規に照らして、依頼を受けた納税者の税務代理等を行っており、当然ではあるが、その判断・申告等は課税逃れでもなければ悪質でもなく、さらには、税理士法第 36 条に脱税相談等の禁止規定がなされていることから、職業倫理として違法な行為（指示、相談含む）をすることはあり得ない。

本件記事では、「企業や富裕層に租税回避策を指南する税理士」「租税回避地に資産を移すなど悪質な税逃れを把握する狙い」「租税回避のノウハウを提供するコンサルティング会社」「米国では一定の収入を得る税理士」「税逃れに厳しい世論を導入の追い風」と記載がされている。

日刊紙とはいえ、このような記事を読んだ国民によっては、英米国等の納税制度や税理士制度が我が国とは異なるという前提理解がないまま、「悪質な税逃れ」「指南する税理士」「ノウハウを提供するコンサルティング」という文言のみを捉えて、我が国の税理士制度、ひいては税理士の社会的存在意義について誤った認識を抱かせかねないと懸念される書き方である。

また、租税回避という用語の適切な解説、例えば「租税回避とは何か」「国境を超える・超えない租税回避は同じ対応で良いのか」等、記事を判断する適切な前提情報がないままの報道であることも大きな問題である。

貴会においては、これらの事項につき国民に誤解を与えないよう、新聞各社をはじめ各報道機関が発信する情報を注視し、税の専門家集団として適宜意見の表明を行い、各報道機関に対して用語解説など適切な情報を国民に提供する為、記事掲載前（又は後）に取材をするよう申し入れを行う等、迅速に対応すべきである。 以上